

制定 平成 22 (2010) 年 3 月 31 日
改定 平成 30 (2018) 年 4 月 1 日
(一部訂正 平成 31 (2019) 年 4 月 1 日)
改定 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日
改定 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

栃木県県有施設の設計業務等積算基準

栃木県県土整備部建築営繕課

1. 目的

この基準は、栃木県の県有建築物及びその附帯施設（以下「県有施設」という。）に係る設計業務等（建築物の設計、工事監理、耐震診断等の業務をいう。以下同じ。）を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、令和 6 年国土交通省告示第 8 号及び平成 27 年国土交通省告示第 670 号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

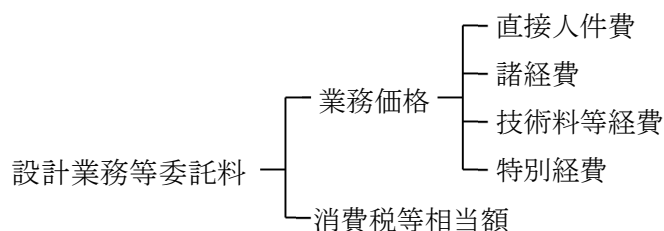
2. 適用範囲

この基準は、県有施設に係る設計業務等に適用する。

3. 設計業務等委託料

3. 1 設計業務等委託料の構成

設計業務等委託料の構成は以下のとおりとする。



3. 2 設計業務等委託料を構成する費用の内容

(1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務等に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の 1 時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

(2) 諸経費

諸経費は、設計業務等の履行にあたって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計業務等に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務等において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査等を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務等に課される消費税等の額とする。

3. 3 設計業務等委託料の積算

設計業務等委託料は次式により積算する。

$$\begin{aligned} (\text{設計業務等委託料}) &= (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) + (\text{技術料等経費}) \\ &\quad + (\text{特別経費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \end{aligned}$$

3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = \Sigma \{ (\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価}) \}$$

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$(\text{技術料等経費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{諸経費}) \} \times (\text{技術料等経費率})$$

(4) 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$

附則

本基準は、平成 22 (2010) 年 4 月 1 日から適用する。

本基準は、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日から適用する。

本基準は、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から適用する。

本基準は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。